

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、本会役員等の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給額)

第3条 役員等の中で、定款第18条第2項に規定する、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に対して、次のとおり報酬を支給する。

(1) 会長の報酬は、月額20,000円とする。

(勤務日及び勤務時間等)

第4条 会長の勤務日及び勤務時間等は、定例の会議等本会の業務に従事したときとし、原則不定期とする。

(報酬の支給方法)

第5条 第3条の報酬は、就任した月分から支給する。

2 前項の報酬は、辞任、解任または死亡によりその職を退いたときは、その当月分まで支給する。

(支給日)

第6条 報酬は、毎月25日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、繰り上げ支給する。

(費用弁償)

第7条 役員等が次に掲げる会議等に出席したときは、費用を弁償する。ただし、第3条の報酬の支払を受ける者、「社会福祉法人多摩市社会福祉協議会一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規程」により採用された職員及び本会職員が兼務している場合並びに市職員は除くものとする。

(1) 理事会、評議員会、監査及び部会並びに委員会に出席したとき。

2 費用弁償の額は、別表1のとおりとする。

3 第2項の規定にかかわらず、役員等が部会に出席した場合の費用弁償額は、日額1,000円とする。

4 第2項の規定にかかわらず、役員等が委員会に出席した場合の費用弁償額は、各委員会の定めによるものとする。

(旅費)

第8条 役員等が本会のために出張したときは、前条の規定にかかわらず別表2による旅費を支給する。ただし、多摩市内のものは除くものとする。また、役員等が本会のために宿泊を伴う旅行をしたときは、前条の規定にかかわらず別表2により、日当、宿泊料、食事料の一日当たりの定額を旅費として支給する。ただし、宿泊を要しない旅行については、支給しないものとする。

(公 表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める、報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(実施細目)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年4月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度第4回評議員会一部改正)

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、定款変更認可日より施行する。(平成29年7月14日)

別表 1

職 名	費用弁償額
理 事	日 額 2,000円
監 事	日 額 2,000円

別表 2

交 通 費	最も経済的な通常の経路及び方法による実費
宿 泊 料	14,000円 (定 額)
日 当	1,800円 (一日につき)
食 事 料	1,200円 (一夜につき)